

# 付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

## 目 次

第1章 総則 .....	182
第1節 趣旨 .....	182
第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	182
第3節 被害の想定 .....	182
第2章 災害応急対策計画 .....	183
第1節 災害対策本部の設置 .....	183
第2節 災害応急対策要員の参集 .....	183
第3節 地震発生時の応急対策 .....	183
第4節 資機材、人員等の配備手配 .....	184
第5節 他機関に対する応援要請 .....	184
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	185
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 .....	185
第2節 建築物等の耐震化の推進 .....	185
第4章 地震防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 .....	185
第1節 地域防災力の向上 .....	185
第2節 防災訓練計画 .....	186
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	186
第5章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 .....	188

# 第1章 総則

## 第1節 趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震特措法」という。）が、平成25年11月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）に改正され、南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定による推進地域に加西市が指定されたことから、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

### 2 計画の性格と役割

南海トラフ地震に関して加西市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにし、中央防災会議の報告を踏まえて、他自治体や民間企業等との連携の対策を推進していくため、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。

### 3 震災編との関係

南海トラフ地震の発生に係る予防対策及び応急対策は、「震災編」で対処する。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

震災対策計画編 第1章「総則」第8節「防災関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

## 第3節 被害の想定

平成24年8月に国より公表された南海トラフ地震に関する加西市における被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、被害が最も多い冬の早朝5時で想定）

### 1 最大震度

震度6弱

### 2 建物・人的被害想定

#### (1) 建物被害想定

全壊39棟（揺れ30棟、液状化8棟、土砂災害1棟）

半壊1,148棟（揺れ868棟、液状化277棟、土砂災害3棟）

#### (2) 人的被害想定

死者1名（建物倒壊1名）

負傷者151名（建物倒壊151名）

重症者3名（建物倒壊3名）

避難者数165名

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策（警戒）本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」を参照）

### 第2節 災害応急対策要員の参集

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」第1「動員計画」を参照）

### 第3節 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

地域における災害の状況及びこれに対する措置の情報を的確に収集する。その際、発生した災害が、自らの対応力のみでは対処できないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報を収集するように留意する。

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第3節「災害対策本部」第2「情報計画」を参照）

#### 2 避難のための指示等 （地震災害）

① 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難指示をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難指示を発令することとする。なお、避難指示を発令した場合は、知事に報告することとする。

② 警察官又は海上保安官は、市長が避難指示を発令することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難指示を発令することとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示（緊急）を発令した旨を市長に通知することとする。

③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にい不在ときは、住民等に対して警告を發し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第10節「避難計画」第2「避難指示」を参照）

#### 3 施設の緊急点検・巡視

通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる施設及び避難場所に指定されている施設について、必要に応じ緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第24節「公共施設応急対策計画」を参照）

#### 4 救助・救急活動、医療活動、消火活動

（→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第8節「消防計画」、第9節「救急救助計画」、第16節「医療助産計画」、第17節「救急医療対策計画」を参照）

#### 5 物資調達

地震が発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請することとする。  
(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第12節「食料供給計画」、第14節「物資供給計画」を参照)

#### 6 輸送活動

(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第27節「交通輸送計画」を参照)

#### 7 保健衛生・防疫活動

(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第20節「感染症対策・保健衛生計画」を参照)

#### 8 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、帰宅経路情報の提供や公共施設での水、トイレ、休憩所等の提供等、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

#### 9 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について関係機関と協力し必要な措置を行うこととする。  
(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第21節「障害物の除去計画」、第46節「二次災害防止計画」を参照)

### 第4節 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

地震が発生した場合に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する事項については、震災対策計画編第3章「災害応急対策計画」第12節「食料供給計画」、13節「給水計画」、第14節「物資供給計画」の定めるところによる。

#### 2 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、加西市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。

### 第5節 他機関に対する応援要請

#### 1 市は、必要がある時は、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第7節「相互応援協力計画」を参照)

#### 2 市長は自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることができる。

(→震災対策計画編 第3章「災害応急対策計画」第29節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照)

## 第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業5箇年計画を基本にその必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮することとする。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。  
(→震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第28節「地震防災緊急事業5箇年計画」を参照)

### 第2節 建築物等の耐震化の推進

- 1 市施設の耐震化  
市の有する施設についての耐震化を計画的かつ効果的に行うこととする。
- 2 一般建築物耐震化の促進  
減災の取組みを一層進めるため、加西市耐震改修促進計画に基づき県と連携し、住宅・建築物の計画的な耐震改修を促進する。  
(→震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第1節「都市防災構造化計画」第4「建築物等の耐震性の確保」を参照)

## 第4章 地震防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

### 第1節 地域防災力の向上

- 1 家庭での防災対策  
住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「家内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための次の手段を講じるよう努めることとする。
  - (1) 事前の備え
    - ① 住まいの安全のチェック
      - ・専門家による住宅の耐震診断の受診、必要に応じた耐震補強
      - ・家具の転倒防止対策
    - ② 家庭での防災会議の開催
      - ・定期的に家族間で話し合い、非常持ち出し品の搬出や火の始末など家庭内での役割分担、避難所及び避難経路の確認、別々の場所で被災した場合の連絡方法や最終的な集合場所等を定める。
    - ③ 防災に関する知識や技術の習得
      - ・救急救命訓練などの各種講座への参加により防災関連知識・技術を習得する。
    - ④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備
      - ・食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心構え

- ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ② あわてて外に飛び出さない。
- ③ 揺れが収まった後、火元の始末を確認する。
- ④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ ブロック塀には近づかない。
- ⑥ 靴を履いて外に出る。
- ⑦ 自動車では避難しない。

(→震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第2.3節「防災知識普及計画」を参照)

## 2 地域での防災活動

(1) 市は、地域防災力を向上させるため、自主防災組織を育成するものとする。

(2) 市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(→震災対策計画編 第2章「災害予防計画」第2.4節「自主防災組織等整備計画」を参照)

## 3 事業所等の防災活動

(1) 市は地域防災力の向上のため、事業所等の地域防災活動への参画を促進するものとする。

(2) 事業者は、地域防災活動へ積極的に参加し、次のことを行うこととする。

- ① 従業員の防災意識の向上
- ② 危険物等の管理体制の強化
- ③ 事業所内における防災訓練の実施
- ④ 自主防災組織への参加促進
- ⑤ 防火管理講習会等への参加

## 第2節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施することとする。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施することとする。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることとする。

5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ① 参集訓練及び本部運営訓練
- ② 警報等の情報収集、伝達訓練
- ③ 警備及び交通規制訓練
- ④ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

## 第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。

### 1 住民等に対する教育

(1) 市は、居住者等の南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。

- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて組織単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ② 地震・津波に関する一般的な知識
  - ③ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - ④ 正確な情報入手の方法
  - ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
  - ⑧ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底
  - ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
  - ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
  - ⑪ 南海トラフ地震が連続して発生したときの対応
- (4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。

## 2 児童生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校等において、過去の地震及び津波災害等の実態、地震及び津波発生の要因、地震、津波が発生した場合の対処の仕方など、訓練を含めた実践的な教育を行うこととする。また、ハザードマップの作成を保護者、地域住民とともに取り組むなど、自分の家や学校、地域の様子を知る機会を設けることとする。

## 3 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

## 4 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むこととする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震、津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

## 5 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その内容を広報するよう図ることとする。



## 第5章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

### 1 対応方針

- (1) 市は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成する。

### 2 応急危険度判定の迅速化等

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入り禁止を強く呼びかけることとする。

# 付 録

加西市防災会議条例

加西市防災会議委員名簿

# 加西市防災会議条例

加西市条例第33号

昭和42年7月1日

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき加西市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 加西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員38名以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 加西市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊長が指名する者
- (3) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 北はりま消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 第5項第9号及び10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前任の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊自衛官、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第19号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後に、加西市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により最初に任命する委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

# 加西市防災会議委員

(令和4年1月)

	役 職 名	氏 名
会 長	加西市長	西 村 和 平
1号委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	山 田 拓 也
2号委員	陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊長	松 尾 崇 史
3号委員	兵庫県北播磨県民局長	上 田 賢 一
4号委員	兵庫県加西警察署長	森 井 忠
5号委員	加西消防署長	飯 尾 昌 弘
6号委員	加西市副市長	河 尻 悟
	加西市ふるさと創造部長	千 石 剛
	加西市理事（病院経営担当）兼 加西市病院事業副管理者	山 本 和 孝
	加西市理事（開発調整担当）	大 戸 満 成
	加西市総務部長	奥 隅 和 博
	加西市健康福祉部長	高 井 勝 仁
	加西市地域振興部長	深 江 克 尚
	加西市都市整備部長	末 廣 泰 久
	加西市生活環境部長	大 西 守 人
	加西市病院事業管理者兼市立加西病院長	生 田 肇
7号委員	加西市教育長	民 輪 惠
8号委員	加西市消防団長	中 植 良 一
9号委員	日本郵便（株）加西郵便局長	玉 田 英 洋
	西日本高速道路（株）関西支社福崎高速道路事務所長	宮 崎 雅 人
	加西市医師会会長	西 村 俊 二
	西日本電信電話（株）兵庫支店設備部 マネジメント担当災害対策室次長	平 井 達 也
	関西電力送配電（株）兵庫支社姫路電力本部 社配電営業所長	福 島 伸 一
	神姫バス（株）北条営業所長	西 美紀雄
	日本通運（株）西脇事業所長	宇 高 紀 裕
	加西市社会福祉協議会理事長	下 村 義 明
	兵庫県石油商業組合加西支部長	吉 田 英 樹
	兵庫県エルピーガス協会加西地区長	渡 邊 賢 一
10号委員	加西市区長会会長	高 橋 晴 彦
	加西市連合婦人会会長	谷 勝 公 代